

## 第104回教育研究評議会議事要録

日 時 平成25年6月10日(月) 14時00分開会～16時05分閉会

場 所 本部5階大会議室

欠席者 並河評議員

陪席者 山崎監事, 宮脇監事

議事に先立ち, 第103回教育研究評議会の議事要録が承認された。

### 議題1. 平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

塩飽理事から資料に基づき, 6月4日開催の役員会で承認された平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)の項目別実施状況の概要及び進捗状況を「IV」としている事項の判断理由等について説明があり, 審議の結果, 原案どおり承認された。

なお, 塩飽理事から, 報告書(案)について意見等がある場合は6月12日までに総務課へ提出するよう依頼があり, 提出された意見を踏まえ必要な修正を加えた上で, 6月17日開催の経営協議会での審議を経て, 文部科学省国立大学法人評価委員会に提出することを確認した。

### 議題2. 教員の休職の延長について

学長から, 現在病気休職中の法文学部教員について, 本人の同意が得られたため休職期間を延長することについて提案があり, 続いて, 武田法文学部長から資料に基づき, これまでの経過及び延長後の休職期間について説明があり, 審議の結果, 原案どおり承認された。

### 議題3. 大田市との包括連携協定の締結について

竹内理事から資料に基づき, 大田市と本学との包括連携協定の締結について, 協定締結の目的, 協定書(案), 大田市及大田市立病院等とのこれまでの協力・連携実績等の説明があり, 審議の結果, 原案どおり承認された。

### 報告事項

報告事項2. 竹内理事から資料に基づき, 6月5日に実施された工学分野におけるミッションの再定義に関する文部科学省との2回目の意見交換の概要について報告があり, 学長から, 医理工連携やナノテク等本学の独自性が示せる事項を追加するよう指示があった。

報告事項3. 辻理事から資料に基づき, 5月29日に開催された「国立大学法人の財務等に関する説明会」において文部科学省から説明のあった「大学改革の動向」について, 説明会開催後の政府の動き等も含め報告があり, 本件については各部局長等から所属する教職員に広く周知して欲しい旨依頼があった。

### 協議事項1. 大学院法務研究科の今後について

学長から資料に基づき, 大学院法務研究科のこれまでの定員充足状況, 新司法試験合格状況や法科大学院に関わる社会の動き, 法科大学院創設の経緯等について説明があり, 法科大学院を取り巻く環境が極めて厳しいこと, 本学では今後も入学者の増加が見込めないこと及び現状のままであれば第2期中期目標に対する評価においても厳しい評価を受ける

ことになるとの見解が示された。

次に、朝田法務研究科長から、全国の法科大学院における公的支援見直しの指標となる入試の競争倍率及び新司法試験の合格率データ、受験者及び新司法試験合格者確保のための取組み等を整理したロードマップ並びに学長から提案のあった学生募集停止後の組織改革案等について説明があった後、本学単独での継続が難しいのであれば他大学との共同化、連合化も視野に入れていること、一部局の存続に関わる事項であるため慎重に議論して欲しいとの意見が述べられた。

続いて、次のとおり意見交換が行われた。

- ・今回の法務研究科に関わる臨時教育研究評議会開催のための日程調整手続きに瑕疵があったのではないかと指摘があり、学長及び担当理事から経緯の説明及び遺憾の意が示された。
- ・今、社会で求められているのは国際弁護士である。マーケットの現実に目を向け、厳しい判断をする必要があるのではないか。
- ・共同化、連合化及び学生定員の適正化（削減）の見通しがきちんとわかるように説明して欲しいとの意見があり、共同化については候補がいくつかあるが絞られていないこと、連合化については候補を絞りつつあることの説明があった。
- ・共同化及び連合化については、文部科学省での設置審の手続きが必要となるため、制度を正しく理解した上でメリット、デメリットを整理して進めて欲しい。

最後に、学長から、本件に関し6月17日（月）13時から13時50分、6月26日（水）12時45分から13時20分の日程で臨時教育研究評議会を開催する旨報告があった。